

## 「障害者の権利に関する条約」について

(略称：障害者権利条約)

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める。

### 1. 背景

国連総会は、障害者の人権を保護するため、国際障害者年行動計画を採択する等の取組を行ってきたが、障害者は、依然として、世界のあらゆる地域において人権侵害に直面している。2001年の国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護するための包括的な国際条約を検討することを目的とする委員会が設置され、計8回の会合を経て、2006年12月、第61回国連総会において、この条約が採択された。(2008年5月発効)

### 2. 条約のポイント

- (1) 一般原則：障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等
- (2) 一般的義務：障害に基づくいかなる差別(合理的配慮の否定を含む。)もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること
- (3) 障害者の権利実現のための措置：身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容
- (4) 条約の実施のための仕組み：条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

### 3. 締結の意義

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を実現するための措置を定めるものであり、我が国がこの条約を締結することは、監視のための国内の枠組みの設置や障害者の権利に関する委員会による国際的な評価、社会権的権利の漸進的な実現に向けた施策の促進等を通じて我が国の取組を一層強化し、人権尊重についての国際協力を一層推進するとの意義がある。

### 4. 締結状況等

2009年11月末現在、英、独、仏、加、豪、中、韓等の主要国を含めた142か国及び1の地域機関(EC)が署名(我が国は、2007年9月に署名)。74か国が締結済み。